

持続的な賃上げに取り組む中小企業等の皆さまを支援します!

□ 給付対象者

- 市内に本社又は本店を有する中小企業
- 市内に事業所及び住所を有する個人事業主
- 市内に主たる事務所を有し、常時雇用する従業員数が100人以下の特定非営利活動法人、公益法人等、協同組合等

□ 対象従業員、給付金額など

対象従業員	正規従業員※1 (役員は除く)	非正規従業員※2 (週20時間以上の勤務実績があり、かつ学生でない者)
対象賃金	基本給 (賞与・手当※3を除く)	時間給等※4 (賞与・手当※3を除く)
賃上げ率	2.5%以上	7%以上
対象従業員の住所	市内に住所を有する者	
賃上げ対象期間	令和7年1月1日(水) ~ 令和7年12月31日(水)	
給付額	50,000円/人 (1者あたり最大50万円)	
受付期間	【第1回受付】 令和7年4月25日(金) ~ 令和7年7月31日(木) 【第2回受付】 令和7年9月1日(月) ~ 令和8年1月31日(土) ※受付期間内に予算の上限に達した場合は、早めに受付を終了する場合があります。	
給付時期	受付期間終了後 【第1回】 令和7年8月中旬 ~ 【第2回】 令和8年2月中旬 ~	
提出方法	オンライン申請:松山市ホームページの申請フォームから申し込みください。 ※オンライン申請が困難な方は、ふるさと納税・経営支援課(労政雇用担当)まで ご郵送ください。【当日消印有効】	

※1 正規従業員 … 雇用期間の定めがなく、厚生年金及び雇用保険に加入している従業員

※2 非正規従業員 … 雇用保険に加入しているパート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員

※3 賞与・手当 … 勤務成績・経営状態等に応じて支給される賞与、住居手当・勤務手当・残業手当などの手当

※4 時間給等 … 時間給、日給、週給、月給、年俸

□ 申請書類 … ① 松山市賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)

② 賃上げ率算定表(様式第2号)

③ 誓約書(様式第3号)

④ 対象になる従業員の労働条件通知書 又は 雇用契約書の写し

⑤ 対象になる従業員の賃上げ前後の賃金台帳等の写し
(賃上げ前後の支払状況が確認できる月のもの)

⑥ 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し(非正規従業員のみ)

⑦ 完納証明書



給付金についてのお問い合わせ

事業の詳細はコチラ
(市ホームページ)

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課 (労政雇用担当)

【受付時間】 8時30分 ~ 17時15分 ※土日、祝日除く

【電話番号】 089-948-6548

【メール】 chinage@city.matsuyama.ehime.jp

【住所】 〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2

